

公益社団法人計測自動制御学会
支部規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年2月24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定
2016年11月22日	改正	v1.0	理事会	会計制度変更に伴う改正および法人法の定めに従った改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という）定款第39条第1項により設置される本会支部に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 支部は、理事会の決議により設置される。

2 支部運営を統括するために、理事会の下に支部協議会を置く。

3 支部を設置しようとするものは、20名以上の正会員連名の支部設置趣意書を支部協議会の承認を得て、支部担当業務執行理事より理事会に提案し、承認を得るものとする。

(支部長)

第3条 支部には、支部長を置く。

2 支部長は、支部を代表し、支部担当業務執行理事の指示により、支部内の管理を行う。

3 支部長は、支部で候補者を選考し、支部協議会の承認を得て、支部担当業務執行理事より理事会に提案し、理事会で選任される。

4 支部長の任期は1年とするが、原則として2期を超えて重任はできない。

(支部の組織・運営および会計)

第4条 支部の事業を推進するために、支部運営委員会を置く。

2 支部の組織と運営に関しては、各支部で支部規則を定めることができるが、法律上の機関である社員総会、理事会の権限を侵さないものとする。

3 支部の活動に関する収支は、本会会計として一元的に取り扱う。

(廃止)

第5条 支部の廃止は、理事会の決議によりこれを行う。

2 支部の廃止提案は、支部長より支部協議会に提案し支部協議会の議を経て、支部担当業務執行理事より理事会に提案し、承認を得るものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、支部協議会及び理事会の議を経るものとする。

附 則

1 本規程は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。